

**石川石炭火力発電所 灰じん堆積場（灰捨場）の電気事業法に基づく
工事計画の届出漏れについて**

当社 石川石炭火力発電所（沖縄県うるま市）において、電気事業法第 48 条および同施行規則第 65 条に基づく灰じんの堆積場である灰捨場の処理能力変更に関する工事計画の届出漏れがあることを確認したことから、今般、経済産業省那覇産業保安監督事務所に報告するとともに、工事計画の届出を行いました。

今回の事象が発生した原因は、当該法令の届出等の要否に関するチェック機能が不十分であったことによるものであり、このことを真摯に受け止め、今回の事案を踏まえた再発防止対策を確実に実施していくとともに、一層のコンプライアンスの強化と継続的な改善に取り組んでまいります。

【灰じん堆積場（灰捨場）に係る工事計画届出】

届出年度	昭和 59 年 4 月
現行届出値	810,000 m ³
変更届出値(今回届出)	784,000 m ³

以 上